

鹿屋体育大学動物実験規程

（令和 5 年 10 月 25 日）
規 程 第 17 号

（趣旨及び基本原則）

第1条 この規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）、及び「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年 文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。）を踏まえ、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」（平成18年6月 日本学術会議。以下「ガイドライン」という。）を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、国立大学法人鹿屋体育大学（以下「本学」という。）における動物実験等を適正に行うため、学長の責務、動物実験計画の承認手続き等必要な事項を定めるものとする。

2 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程において定めるところによるものとする。

3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）の3R（Replacement、Reduction、Refinement）に基づき、適正に実施しなければならない。

4 実験動物の飼養及び保管に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、動物福祉の基本理念である「5つの自由（飢え及び渇きからの解放、肉体的不快感及び苦痛からの解放、傷害及び疫病からの解放、恐怖及び精神的苦痛からの解放、本来の行動様式に従う自由）」に配慮して実施するものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「動物実験等」とは、本条第5号に規定する実験動物を教育、学術研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 「飼養保管施設」とは、実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 「実験室」とは、実験動物に実験操作（48時間以内の一時的保管を含む）を行う動物実

験室をいう。

- (4) 「動物実験施設等」とは、飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5) 「実験動物」とは、動物実験等の利用に供するため、動物実験施設等で飼養又は保管をしている哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（動物実験施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- (6) 「動物実験計画」とは、動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 「動物実験実施者」とは、動物実験等を実施する本学教員及び学生をいう。
- (8) 「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する本学教員をいう。
- (9) 「管理者」とは、学長の命を受け、実験動物及び動物実験施設等の管理を担当する総括的な責任者をいい、理事(教務・学生・研究・国際交流担当)をもって充てる。
- (10) 「実験動物管理者」とは、実験動物に関する知識及び経験を有し、飼養保管施設において管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいい、動物実験小委員会委員長をもって充てる。
- (11) 「飼養者」とは、実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する本学教員及び学生をいう。
- (12) 「管理者等」とは、学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (13) 「指針等」とは、基本指針及び厚生労働省、農林水産省から示されている動物実験等の実施に関する基本指針並びにガイドラインをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用するものとする。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託等先においても、指針等に基づき、適正に動物実験等が実施されることを確認するものとする。

(学長の責務)

第4条 学長は、最終的な責任者として本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の飼養及び保管を統轄するものとする。

2 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握とその結果に基づく改善措置、飼養保管施設の整備、並びに動物実験施設等の承認、動物実験等に係る安全管理、教育訓練、自己点検・評価、外部の専門家による検証、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に必要な措置に関して責務を負うものとする。

3 学長は、前項の責務を遂行するための報告又は助言を行う組織として、鹿屋体育大学動物実験小委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

4 委員会に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(動物実験計画の立案と承認審査手続き)

第5条 動物実験責任者は、動物実験等を行おうとするときは、動物実験等により取得され

るデータの信頼性を確保する観点から、次の各号に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、「動物実験計画書」（別紙様式第1号）を学長に申請するものとする。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性。
 - (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
 - (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
 - (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
 - (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること。
- 2 学長は、動物実験等の開始前に動物実験計画書により申請させ、委員会の審査を経て承認又は非承認を決定し、その結果を当該動物実験責任者に通知するものとする。
- 3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、動物実験等を行うことができないものとする。
- 4 動物実験等の実施期間は、原則として5年以内とする。
- 5 動物実験責任者は、承認を得た動物実験計画に関し、次の各号に掲げる事項を変更する場合にあっては、「動物実験計画書（変更・追加）」（別紙様式第2号）を提出し、学長の承認を得るものとする。
- (1) 動物実験実施者の変更・追加
 - (2) 実験動物種及び使用数等の変更・追加
 - (3) 実験実施期間の変更
 - (4) その他

（実験操作）

第6条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、動物実験等に関する法令、飼養保管基準、指針等に則するとともに、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 適切に維持管理された動物実験施設等において動物実験等を行うこと。
 - (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
 - ①適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - ②実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮
 - ③適切な術後管理
 - ④適切な安楽死の選択
 - (3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、麻薬・向精神薬等、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）は、実施しない。
 - (4) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
 - (5) 侵襲性の高い大規模な存命手術は、実施しない。
- 2 学長は、動物実験等の終了後、動物実験責任者から「動物実験終了（中止）報告書」（別紙様式第3号）により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等の動物実験計画の実施の結果について報告させるものとする。

- 3 学長は、前項の報告に基づき、必要な場合は委員会の助言を受けて適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずるものとする。

(マニュアルの作成と周知)

第7条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させるものとする。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第8条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めることとする。

(実験動物の導入)

第9条 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入するものとする。

- 2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行うものとする。
- 3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じるものとする。

(給餌・給水)

第10条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の種類、生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うものとする。

- 2 実験動物管理者は、飼養保管施設の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管をする実験動物の数及び状態の確認が行われるようにすること。

(健康管理)

第11条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行うものとする。

- 2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行うものとする。

(異種又は複数動物の飼育)

第12条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養又は保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行うものとする。

(記録の保存及び報告)

第13条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存するものとする。

- 2 実験動物管理者は、年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告するものとする。

(譲渡等の際の情報提供)

第14条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養又は保管の方法、感染性
疾病等に関する情報を提供するものとする。

(輸送)

第15条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康
及び安全の確保、人への危害防止に努めるものとする。

(危害防止)

第16条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めるものとする。

2 管理者は、実験動物が動物実験施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡
するものとする。

3 管理者は、動物実験実施者及び飼養者の、実験動物由来の感染症やアレルギー疾患等の
罹患及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時に必要な措置を講じるものとし
る。

4 毒へび等の有毒動物の飼養又は保管はしないものとする。

5 管理者等は、人に危害を加える等のおそれがある実験動物について、名札、脚環、マイ
クロチップ等の装着等の識別措置を技術的に可能な範囲で講じるように努めるものとする。

6 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、相互に実験動物による危害の発生を防
止に必要な情報の提供等を行うように努めるものとする。

7 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等の実施に関係のない者が実験動
物等に接することのないよう、必要な措置を講じるものとする。

(緊急時の対応)

第17条 実験動物管理者は、地震、火災、人と動物の共通感染症の発生時等の緊急時に執
るべき措置の計画（緊急時対応マニュアル等）をあらかじめ作成し、関係者に対して周知
を図るものとする。

2 管理者等は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による人への
危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めるものとする。

(人と動物の共通感染症の対応)

第18条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する
十分な知識の習得及び情報の収集に努めるものとする。

2 管理者、実験動物管理者及び動物実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時に
おいて必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に
努めるものとする。

(教育訓練)

第19条 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に、以下の事項に関する所
定の教育訓練を受講させるものとする。

- (1) 動物実験等に関する法令、指針及び本学の定める規程等
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保、安全管理に関する事項
- (5) 人と動物の共通感染症に関する事項
- (6) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

2 学長は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存するものとする。

3 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者の別に応じて必要な教育訓練が確保されるよう努めるものとする。

(自己点検・評価・検証)

第20条 学長は、委員会に、基本指針への適合性並びに飼養保管基準の遵守状況に関し、毎年、自己点検及び評価を行わせるものとする。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等や飼養保管状況に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者並びに飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検・評価の結果について、外部の専門家による検証を定期的実施するよう努めるものとする。

(情報公開)

第21条 学長は、本学における動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程等、実験動物の飼養又は保管の状況、自己点検・評価、外部の専門家等による検証の結果、動物実験委員会の構成等の情報）を毎年1回程度公表するものとする。

(準用)

第22条 第2条第5号に定める実験動物以外の動物を動物実験等に供する場合においても、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、動物実験等に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、令和5年10月25日から施行する。

2 鹿屋体育大学動物実験要項（令和3年4月26日学長裁定）は、廃止する。

☐新規 ☐変更・年度更新

受付番号 ()

学 長 様

申請者所属

氏名 _____

動物実験責任者	〔職名〕	〔氏名〕	〔連絡先〕
動物実験実施者	職 名	氏 名	教育訓練の受講
			受講 ☐ 有 ☐ 無
			受講 ☐ 有 ☐ 無
			受講 ☐ 有 ☐ 無
研 究 課 題			
実 験 内 容 (目的・動物の 使用方法等)	動物をなぜ利用しなければならないのか、その目的・意義等、また、動物の具体的な実験・処置の方法について記載する。		
動物実験の種類 (該当番号を○ で囲む)	1. 試験・研究 2. 教育・訓練 3. その他 ()		
動物実験を必要 とする理由 (該当番号を○ で囲む)	1. 検討したが、動物実験に替わる代替手段がない 2. 検討した代替手段では精度が不十分 3. その他 ()		

実験動物の導入 予定日	令和 年 月 日 (飼養保管施設導入予定)				
実験の実施予定 期間(原則5年以 内)	実 験 開 始		実 験 終 了		
	令和 年 月 日		令和 年 月 日		
	第20条第3項に基づき、毎年経過報告を行う。				
使 用 動 物	動 物 種	系 統	性別	匹数	入手先
	例：マウス，ラ ット等	例：Wistar，日本 白色種等			
	遺 伝 的 保 証	有（純系） ・ 無（雑系） (○で囲む)			
	微生物学的保 証	有 ・ 無 (○で囲む)			
実験実施場所					
飼 養 方 法 等	飼養場所				
	飼養方法 (○で囲む)	個別飼育 群飼育（1 ケージあたりの匹数： 匹）			
	飼 料				
動物実験の方法 (該当番号を○ で囲む)	1. 材料（ ）採取 2. 試料（ ）投与 3. 行動観察 4. 遺伝・繁殖 5. 外科的処置 6. 感染実験 7. 上記1～6以外（ ）				
倫 理 基 準 (SCAW) による 動物実験の分類 (該当記号を○ で囲む)	A：原生動物，無脊椎動物を用いる実験 B：脊椎動物を用いた実験で、動物に対してほとんど、あるいは 全く不快感を与えないと思われる実験 C：脊椎動物を用いた実験で、動物に対して軽微なストレスあるいは 痛み（短時間持続する痛み）を伴う実験 D：脊椎動物を用いた実験で、避けることのできない重度のストレス や痛みを伴う実験 E：麻酔していない意識のある動物を用いて、動物が耐えることの できる最大の痛み、あるいはそれ以上の痛みを与えるような実 験				

実験動物の苦痛 軽減方法 (該当番号を○ で囲む)	1. 短時間の保定・拘束および注射など、軽微な苦痛の範囲であり、特に処置を講ずる必要はない。 2. 科学上の目的を損なわない苦痛軽減方法は存在せず、処置できない。 3. 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する。 (薬剤名及びその投与量・経路：) 4. 動物が耐え難い痛みを伴う場合、適切な時期に安楽死措置をとるなどの人道的エンドポイントを考慮する。 5. . その の 他 ()
動物の実験終了 後の措置 (該当番号を○ で囲む)	1. 過剰麻酔による安楽死 (薬剤名：) 2. 炭酸ガスによる安楽死 3. 頸椎脱臼 4. その他 (方法：)
実験動物の死体 の処分方法	
安全管理に注意 を払うべき実験 を実施しないこ との確認 (確認をして□ に✓を付す)	☐以下1～5のいずれの実験にも該当しない 1. 遺伝子組換え実験 2. 放射性物質・放射線を用いる実験 3. 毒物・劇物・向精神薬等を用いる実験 4. 病原体あるいは有害化学物質等を用いる実験 5. その他の安全性未確認物質等を用いる実験
動物実験小委員 会の審査結果	1. 実験を承認する 2. 実験を承認しない 令和 年 月 日 承認番号：

別紙様式第2号（第5条関係）

動物実験計画書（変更・追加）

令和 年 月 日

学 長 様

申 請 者（動物実験責任者）

所属

氏名

承認番号 の動物実験計画書を下記のとおり、変更・追加したいので承認願います。

記

1. 変更・追加事項（実験内容及び責任者の変更の場合は、新たに別紙様式1を提出すること）

1) 動物実験実施者の変更・追加

2) 実験動物種及び使用数等の変更・追加

3) 実験実施期間の変更

4) その他

2. 変更・追加等の理由

別紙様式第3号（第6条関係）

動物実験終了（中止）報告書

令和 年 月 日

学 長 様

報 告 者 所 属

氏名

動物実験責任者	〔職名〕			〔氏名〕		
動物実験実施者	職 名		氏 名			
研 究 課 題 (承認番号)	()					
使用実験動物数	動 物 種			性 別		匹 数
実験計画の変更	有 ・ 無 (○で囲む)					
実験計画変更後の 実験内容						
動物実験により 得られた成果						
実験（終了・中止）年 月 日	令和 年 月 日		実験動物の処分 年 月 日		令和 年 月 日	